

下榎交流センターだより

編集 日野町下榎交流センター
〒689-4526 日野町下榎 157 番地 1
電話：72-1191 (FAX 兼)
E-mail：rinpokan@town.tottori-hino.lg.jp

日野町解放文化祭の役割について

今年で第48回を迎える日野町解放文化祭、今回は、この解放文化祭の役割についてあらためて考えてみたいと思います。

昭和40年代になると、全国的に人権意識の高まりが見られるようになり、地域ぐるみで人権啓発運動が進められるようになりました。さらに、「解放運動」を文化面からも広げようという動きも生まれてきました。

日野町においても昭和53年に「部落解放」と「人権が尊重され差別のない社会づくり」をめざし、町民がお互いの理解と交流を深める場として第1回日野町解放文化祭が開催されました。

当初は、町内の人権教育推進委員会や下榎自治会が中心となり講演や映画上映、作品展示などを行う小規模な集まりでした。しかし、年を追うごとに学校や各団体、他地区自治会、行政が協力して開催するようになり、町民全体の行事へと発展していきました。そして、他地区の自治会がその地域の伝統的な祭りを紹介したり、小中学生が学習の成果を発表したり、人権劇を演じたりと、子どもから大人まで人権を楽しく学び、交流する場となりました。



現在は、社会情勢の変化により舞台での発表はほとんど行われなくなりましたが、参加者が人権について考えるきっかけになるようにと、みんなで参加できるゲームやイベントを企画し毎年秋に開催しています。半世紀以上にわたる日野町の人権啓発の歴史を受け継ぎ、地域の絆を深める大切な行事となっています。

今年は、どんな出会いがあり、どんなドラマが生まれたのでしょうか。

◀昔の解放文化祭の様子



▲昔の解放文化祭での展示

～12月の行事～

学習講座

- ◆クラフト教室 12月5日(金) 13:00～16:00
- ◆書道教室 12月13日(土) 13:00～16:00
- ◆生け花教室 12月27日(土) 13:00～16:00

健康教室

- ◆会場 / 老人憩の家
日時 / 12月11日(木) 13:30～15:00



▲軒先に揺れる干し柿が、冬の訪れを告げます。

寒くなってきましたね。冬支度を考える時季でしょうか。ほんの 50 ～ 60 年前までは、雪の下での生活は厳しく、とくに「38 豪雪（昭和 38 年 2 月）」では輸送機が食料を投下するなど、その確保はたいへんなことでした。大根を干した様子は冬の風物詩ですが、いまは見なくなりましたね。白菜漬けや干し柿など、その保存方法は「乾燥」か「塩漬け・発酵」しかありませんでした。暖房も灯油やガスが普及するまでは、炭や薪の準備、

秋冬物衣料や寝具の入れ替えなど、季節感と実際の暮らしが一致しており、それを当然のこととして受け入れて、計画的に準備したものです。今でも年末年始の行事は必ず行い、縁起を担ぎ、しきたりを重んじる意識は変わっていないのではないのでしょうか。消えてしまったことが多いですが、一概に非科学的なものとは否定せず、人生の潤いの一つとして持続させたいものです。ぜひ、若い人たちに話してあげてください。

～こんにちは、消費生活相談員です～

知って安心！消費生活のはなし



「点検が義務化された」などと言われても、安易に契約せず、まずは点検の要否を確認しましょう。

太陽光発電システムの点検商法が急増！

《こんな話が・・・》

事業者が自宅にやって来て、「太陽光発電設備の点検が義務付けられている」と言う。事業者から 4 年に 1 度点検するように言われ、アンケートの記入を求められた。突然の訪問で、会社名も名乗らず、説明も納得できなかったのでアンケートも断った。今まで点検してこなかったが、点検は義務化されたのか。

(70 歳代 男性)



〈アドバイス〉

○太陽光発電システムは、再エネ特措法等の関係法令に沿って適切に維持管理することが求められますが、点検義務の対象になるかは、再エネ特措法に基づく FIT 制度・FIP 制度の利用の有無や出力等により異なります。太陽光発電システムを効率的に、また安全に利用するためには、定期的な点検を行うことが重要ですが、「点検が義務化された」など契約を迫るセールストークには十分注意してください。

○事業者から「点検が義務化された」などと言われても安易に契約せず、まずは点検の要否を確認しましょう。よくわからない場合には、太陽光発電システムの設置業者に相談しましょう。

○太陽光発電システムの点検やメンテナンスの契約をする場合は、その場で契約せずに複数社から見積もりを取り検討しましょう。

「国民生活センター広報資料」より



日野郡 3 町では、第 1・2・3 水曜日に相談員が輪番で対応しています。（くらしのカレンダー参照）

★相談は、消費生活相談窓口（役場産業振興課内）（電話 72-0336 または局番なしの 188）へ！